

組見本

(B5判縮小)

第4 自己株式、資本の払戻し等

3 組織変更と金銭等の交付

○株式会社から持分会社への組織変更

Q 株式会社から持分会社への組織変更があった場合の会計について教えてください。

A (1) 会計上の取扱い

株式会社から持分会社への組織変更が行われた場合には、更後の持分会社（以下「組織変更後持分会社」といいます）の資本は、原則として、その組織変更前の株主資本の部の計数を継ぎます。ただし、持分会社の社員資本には準備金の概念がないため、本剰余金を資本準備金とその他資本剰余金とに区分する必要はない（会計規76③）。

株式会社から持分会社への組織変更に際して、その株式会社にて、金銭その他の組織変更後持分会社の持分以外の財産を交付する組織変更後持分会社の資本剰余金又は利益剰余金から、その帳簿価額を減額させます（会計規33二ハ・三ロ）。

(2) 税務上の取扱い

株式会社から持分会社への組織変更が行われた場合において、その株主に対して、金銭その他の組織変更後持分会社の持分付したときは、その株主において、まなし配当課税及び株式が行われます。

なお、組織変更に伴い、金銭以外の現物が交付される場合に該当しますので、前掲第3-3の2「○現物分配制度の配当との相違」を参照してください。

751

★本書は、経済的な加除（さしかえ）式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録（低価格）をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 変更にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

752ノ2 株主資本の実務 第4 自己株式、資本の払戻し等

① まなし配当の額（法24①六、法令23①四、所法25①六、所令61②四）
 まなし配当の額 = 交付を受けた金額 / 組織変更法人の組織変更前の資本金等の額
 ×組織変更前に有していた組織変更法人の組織変更前の発行済株式等の総数 / その直前の資本金等の額
 がゼロ以下である場合は、ゼロ

② 株式の譲渡損益の額（法61の2①）
 なお、個人株主における株式等に係る譲渡所得等の金額も同様に計算
 譲渡損益の額 = 株主等が交付を受ける金額等の合計額 - まなし配当の額
 - その株式の一単位当たりの帳簿価額 × 譲渡した株式の数

【事例】

次の状態にある株式会社が、持分会社へ組織変更する場合の株主（発行数100株のうち40株を所有）の税務処理を考えます。

直前別表五(一)II
資本金等の額
利益積立金額
合計
5,000
5,000
10,000

なお、株主におけるその株式の取得価額は、1,000円あります。

(1) その株主（法人・個人）が、組織変更後の持分会社の持分（時価2,400円）を受けた場合

この場合には、組織変更の時にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。まなし配当の額は、組織変更前の株式の取

得価額（1,000円）で算出されます。

（2）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の時にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（3）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（4）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（5）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（6）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（7）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（8）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（9）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（10）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（11）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（12）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（13）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（14）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（15）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（16）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（17）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（18）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（19）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（20）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（21）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（22）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（23）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（24）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（25）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（26）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（27）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（28）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（29）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（30）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（31）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（32）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（33）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（34）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（35）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（36）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（37）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（38）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（39）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（40）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（41）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（42）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（43）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（44）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（45）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（46）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（47）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（48）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（49）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（50）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（51）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（52）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（53）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（54）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

（55）組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行われません。

この場合には、組織変更の際にまなし配当課税及び株式譲渡損益

掲載内容

第1編 株主資本と会社法

第1 序説

- 会社法の制定
- 株式の併合
- 株式の分割
- 株式の分割
- 株式の分割
- 株式の無償割当
- 株式の無償割当
- 単元株・端数処理
- 単元株制度
- 単元未満株主の権利
- 株式併合・株式分割等による端数の処理

第6 株式の内容・種類

- 株式の全部について定める一定の内容
- 種類株式の概要
- 剰余金の配当・残余財産の分配に関する種類株式
- 議決権制限株式
- 譲渡制限株式
- 種類株式発行会社における株式全部の譲渡制限
- 譲渡制限株式の譲渡取得に関する会社の承認
- 譲渡制限株式の一般承継
- 取得請求権付株式と取得条項付株式の概要
- 取得請求権付株式と取得条項付株式の定款の定め
- 取得請求権付株式・取得条項付株式と自己株式取得規制
- 全部取得条項付種類株式の概要と導入の経緯
- 全部取得条項付種類株式を利用した「100%減資（株式の全部取得）」
- 拒否権付種類株式
- 取締役等の選任権付種類株式
- 属人の種類株式

第7 新株発行・新株予約権

- 会社の資金調達
- 新株発行に関する規定の整理
- 新株発行の手続（公開会社）
- 新株発行の手続（非公開会社）
- 現物出資
- デット・エクイティ・スワップ
- 新株発行と株主資本
- 新株発行と自己株式処分の相違点
- 新株予約権
- 新株予約権の発行等
- ストック・オプション
- ストック・オプションと役員報酬決議

第8 自己株式

- 自己株式の取得
- 株主総会決議等に基づく自己株式の取得の手続
- 自己株式の取得と財源規制
- 株式の消却の段取り
- 自己株式の消却の手続
- 自己株式の保有
- 自己株式の処分

第9 剰余金の配当

- 剰余金の配当
- 剰余金の配当のための手続
- 分配可能額（1）（2）

第10 株主資本の計数の変動

- 資本金の額の減少
- 準備金の減少
- 剰余金の額の減少による資本金の額等の増加

第11 組織再編

- 組織再編の概要
- 合併
- 会社分割
- 株式交換・株式移転
- 組織再編の手続
- 簡易組織再編
- 略式組織再編
- 対価の柔軟化
- 三角合併

○債務超過会社の組織再編

第12 持分会社

- 持分会社と会社法の規定
- 持分会社の種類

第2編 株主資本と会計

第1 概念フレームワークの影響

- 概念フレームワークの影響

第2 払込資本と留保利益の区別

- 払込資本と留保利益の区別

第3 株式の分割

- 利益剰余金の資本金への振替え

第4 株式の分割

- 株式の分割

第5 株式の無償割当

- 株式の無償割当

第6 単元株・端数処理

- 単元株制度

第7 株式の内容・種類

- 株式の全部について定める一定の内容

○種類株式の概要

- 剰余金の配当・残余財産の分配に関する種類株式

○議決権制限株式

- 譲渡制限株式

○種類株式発行会社における株式全部の譲渡制限

- 譲渡制限株式の譲渡取得に関する会社の承認

○譲渡制限株式の一般承継

- 取得請求権付株式と取得条項付株式の概要

○取得請求権付株式と取得条項付株式の定款の定め

○取得請求権付株式・取得条項付株式と自己株式取得規制

○全部取得条項付種類株式の概要と導入の経緯

○全部取得条項付種類株式を利用した「100%減資（株式の全部取得）」

○拒否権付種類株式

○取締役等の選任権付種類株式

○属人の種類株式

第7 新株発行・新株予約権

○会社の資金調達

○新株発行に関する規定の整理

○新株発行の手続（公開会社）

○新株発行の手続（非公開会社）

○現物出資

○デット・エクイティ・スワップ

○新株発行と株主資本

○新株発行と自己株式処分の相違点

○新株予約権

○新株予約権の発行等

○ストック・オプション

○ストック・オプションと役員報酬決議

第8 自己株式

○自己株式の取得

○株主総会決議等に基づく自己株式の取得の手続

○自己株式の取得と財源規制

○株式の消却の段取り

○自己株式の消却の手続

○自己株式の保有

○自己株式の処分

第9 剰余金の配当

○剰余金の配当

○剰余金の配当のための手続

○分配可能額（1）（2）

第10 株主資本の計数の変動

○資本金の額の減少

○準備金の減少

○剰余金の額の減少による資本金の額等の増加

第11 組織再編

○組織再編の概要

○合併

○会社分割

○株式交換・株式移転

○組織再編の手続

○簡易組織再編

○略式組織再編

○対価の柔軟化

○三角合併

○退職給与負債調整勘定と短期重要負債調整勘定

○資産調整勘定と差額負債調整勘定（正のれん・負のれん）

○非適格合併による資産等の時価による譲渡

5 株式交換・株式移転

○適格株式交換・適格株式移転と非適格株式交換・非適格株式移転

○株式交換、株式移転後の組織再編成が見込まれる場合の適格要件

○株式交換と完全親会社の株主資本

○株式交換と完全子会社の資産・負債

○株式交換と完全子会社の株主

○株式交換と完全親会社の株主

○株式移転と完全親会社の株主資本

○株式移転と完全子会社の資産・負債

○株式移転と完全子会社の株主

○株式交換・株式移転に係る自己株式及び親会社株式の処理

6 非適格株式交換・株式移転

○非適格株式交換又は非適格株式移転の資本金等の額

○非適格株式交換又は非適格株式移転における完全法人の時価評価資産

○時価評価資産としての営業権

○完全支配関係法人間の非適格株式交換等

7 三角合併等の概要

○三角合併等の概要

○三角合併における課税関係

○三角合併等における端数調整金の取扱い

○三角合併等に伴う国際的租税回避防止規定

7の2 無対価合併等の概要

○適格無対価再編の概要

○無対価合併等における当事法人の課税関係

○無対価合併等における株主の課税関係

8 有価証券の取得価額

○取得価額①～③

9 適格合併と未処理欠損金額の引継ぎ

○適格合併と未処理欠損金額の引継ぎ

○被合併法人から未処理欠損金額を引き継ぐための要件

○合併類似適格分割型分割と未処理欠損金額の引継ぎ

9の2 残余財産の確定と未処理欠損金額の引継ぎ

○残余財産の確定と未処理欠損金額の引継ぎ

○完全支配関係における未処理欠損金額の引継ぎ

○完全支配関係における清算法人から未処理欠損金額の引継ぎ

○完全支配関係における清算法人から未